

2024年6月12日

東洋水産株式会社の株主の皆様へ

謹啓 本書簡は、東洋水産株式会社（以下「東洋水産」または「当社」）の2024年6月の定時株主総会に私たちが提出した株主提案について、当社の株主の皆様に対して現在の状況をお知らせするものです。

はじめに私たちの株主提案について振り返りますと、2024年6月6日付けで発表された当社の定時株主総会招集通知においては第6号議案から第9号議案として記載されており、当社の資本配分および株主還元政策の改善を目指した内容の提案です。改めて概要をお示しすると、以下の通りです。

- 明確な配当政策に基づく配当の実施：**配当額についてはその都度の裁量による決定ではなく、同業他社の水準や監督・規制当局の期待に沿った政策に基づく配当アプローチを採用すること（第6号議案）
- 控えめな規模の自己株式取得の実施：**2023年12月時点の当社の財務情報に基づき、発行済株式数の2.0%、保有する現金および投資有価証券の総額の7.6%に相当する2,000万株（最大2,000億円）の自己株式を取得すること（提案第7号議案）
- 業績連動報酬制度の導入：**経営陣の報酬制度の内容と、株主の利益となる当社の長期的な企業価値の向上を一致させるために、業績連動型の株式報酬制度の枠組みを導入すること（第8号議案）
- 開示に関する定款変更：**資本コストに関する東京証券取引所のガイダンス「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に沿って、当社の方針および実施状況の開示を義務付ける定款の条項を新設すること（第9号議案）

これらの提案の内容は合理的なものであるにもかかわらず、東洋水産の取締役会はこれら全ての提案に反対しています。東洋水産は、基本的な枠組み（Policy framework）にコミットした経営よりもその都度の裁量による決定を 선호しているようですが、これについては、東京証券取引所が取り組んでいる市場改革の意図や昨今のガバナンスのベストプラクティスとは対照的と言わざるを得ません。

## 最近の自己株式取得の発表について

2024年6月4日、東洋水産の取締役会は「機動的な資本政策を遂行するため」として、2024年6月5日から1年間を対象として最大2500万株（250億円）の自己株式取得を決定していま

# NH|GGP

す。決定の内容は、東洋水産の取締役会自らが反対した私たちの自己株式取得の提案（第7号議案）の内容を上回るものです。その一方で、東洋水産の取締役会は私たちの自己株式取得の提案が「当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに反する」として上掲の発表から2日後に反対の意見表明をしています。

私たちは、東洋水産の取締役会が自ら250億円の自己株式取得を決定したことと、私たちの控えめな提案に対する反対意見には矛盾があると考えます。そして、この矛盾は東洋水産の取締役会が資本配分と株主還元の決定において、その都度の裁量による説明責任のないアプローチを好んでいることを示唆しています。

## 自己株式取得の提案（第7号議案）の撤回について

6月4日の東洋水産による総額250億円を限度とした自己株式取得の決定は今次の定時株主総会に上程された私たちの第7号議案の変更を伴いません。従って、第7号議案を私たちが撤回しない限り、東洋水産は私たちの提案と合わせて総額450億円にのぼる自己株式取得に直面する可能性があります。株主提案は私たちの一方的な決定により撤回することができないため、第7号議案を撤回しなければ、会社は両方の提案を合わせて450億円の買戻しに直面する可能性があります。株主総会に上程される議案は私たちが一方的に撤回をすることができず、撤回について東洋水産の合意が必要なため、2024年6月8日付の書簡にて東洋水産に対し第7号議案の撤回を求めましたが、東洋水産からの回答は未だありません。

## おわりに

私たちは、東洋水産の取締役会による250億円の自己株式取得の決定については賛同いたしますが、取締役会の決定の仕方と株主に対するコミュニケーションについては問題があると考えています。今回の決定の規模とタイミングを鑑みれば、東洋水産の取締役会は株主との対話・協力的な関係に基づく成果を得る機会を逸しただけでなく、取締役会の行動は株主還元政策や株主の利益に対する取締役会の配慮についての疑念を招きました。

東洋水産の株主の皆様には、第6号議案、第8号議案および第9号議案についてのご支持をお願い申し上げます。これらの提案は合理的かつ建設的なものであり、明確な方針・政策による数値で明示された株主還元と資本配分への進化を企図するものです。

謹白

Brian J. Doyle  
Managing Partner